

カジノ管理委員会第148回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和8年3月6日 14時00分～14時30分

2 場所

カジノ管理委員会 12階委員会室

3 出席者

- 佐藤委員長、北村委員、垣水委員、渡委員、石川委員
- 嶋田事務局長、原田次長、西野総務企画部長、鈴木監督調査部長、小林財務監督課長（議事担当課）、山崎規制監督課長（犯罪収益移転防止対策室長事務取扱）（議事担当課）、木野企画調整官（議事担当課）、坂井企画課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決案件

- (1) 特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について監督調査部長より、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令（案）について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

2 その他の案件

- (1) MGM大阪（株）第3期第3四半期報告書について
監督調査部長より、MGM大阪（株）第3期第3四半期報告書について説明があった。
- (2) 免許審査等に向けた準備状況について（犯罪収益移転防止規程の審査の考え方①）
監督調査部長より、免許審査等に向けた準備状況について説明があった。

(参考)

- ・ 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（抄）

（認定設置運営事業者等が行う業務の会計）

第28条 （略）

2～12 （略）

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一～三 （略）

四 四半期報告書（前項において準用する第10項の規定によりその内容を訂正したものを含む。）

五 （略）

14～19 （略）

20 国土交通大臣は、第13項各号に掲げる書類の提出があったときは、速やかに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。

以上